

三鷹市コールセンター

平成26年12月26日(金)までの平日午前9時～午後5時
 (6～8月は土・日曜日、祝日も開設)

☎0570-550-188

臨時福祉給付金・
 子育て世帯臨時特例給付金特集号



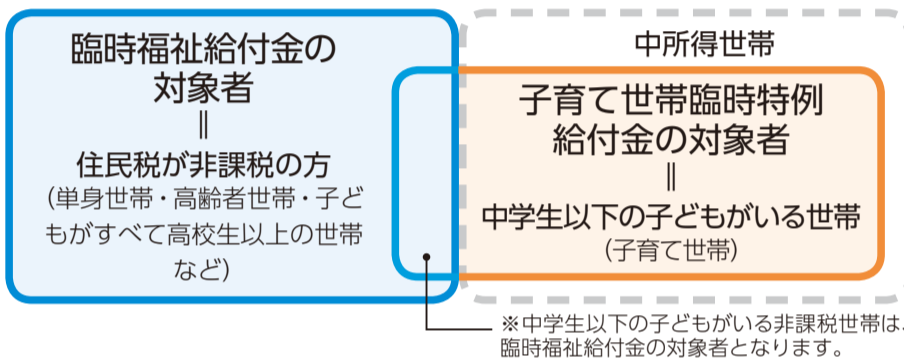
臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金

支給対象となる可能性のある方には6月23日(月)から申請書を順次発送します

消費税率の引き上げに伴う負担の影響を考慮して、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

本特集号では2つの給付金の支給要件や支給額、申請方法などについてお知らせします。

〈支給対象のイメージ〉



臨時福祉給付金の支給要件

支給対象者 平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは支給対象となりません(表1参照)。

表1 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額* (給与収入ベース)	区分	非課税限度額* (年金収入ベース)
単身	100万円	単身 65歳以上	155万円
夫婦	156万円	単身 65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦 65歳以上	211万円
夫婦子2人	255.7万円	夫婦 65歳未満	171.3万円

*生活保護基準の1級地(東京都23区など・三鷹市含む)における非課税限度額。

支給額 1人につき10,000円。下記の〈加算対象者〉は1人につき5,000円を加算。

〈加算対象者〉

- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(※1)
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者(※2)

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分を受給している方が対象です。

◆加算対象の年金・手当の裁定請求などが可能で、まだ行っていない方は、9月30日(火)までに請求をする必要があります。

子育て世帯臨時特例給付金の支給要件

支給対象者 次のどちらの要件も満たす方が対象です。
 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給
 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2参照)

※特例給付とは、所得が一定額以上ある方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

表2 児童手当の所得制限限度額(給与収入ベースの目安)

区分(扶養親族の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

支給額 対象児童1人につき 10,000円

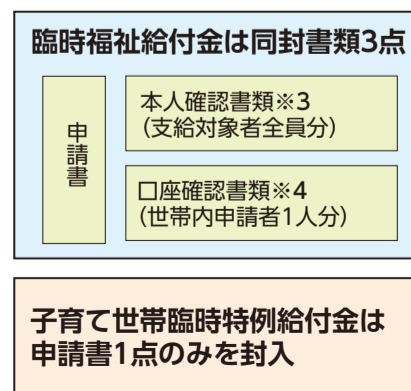
申請書がお手元に届いたら…

申請書を記入し、必要書類を同封のうえ、返信用封筒に封入してポストに投函してください。支給は原則として口座振込で行います。裏面のQ&Aも併せてご覧ください。

申請期限は
 平成26年10月31日(金)
 (消印有効)です。

注意事項

- 平成26年1月1日時点で住民票が三鷹市にある方が対象です。
- 受け取ることができるのは1回限り、どちらか1つの給付金です。
- 公務員の方は、7月1日(火)以降に申請書などを子育て支援課に郵送してください。
- DV被害者などで住民票を移さずに三鷹市にお住まいの方については、ご相談ください。



〈臨時福祉給付金の確認書類〉

※3 本人確認書類……次の写し(コピー)のいずれか1つ
 運転免許証、健康保険証、パスポート(顔写真の掲載面)、住民基本台帳カード、国民年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証 など

※4 口座確認書類……次の写し(コピー)のいずれか1つ
 金融機関の通帳(支店コード、口座番号、口座名義がわかる面)
 キャッシュカード(支店コード、口座番号、口座名義がわかる面)

◆加算対象者は、確認書類の写しの提出が必要な場合があります。くわしくは申請書に同封の案内をご確認ください。